

奈良県告示第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、山陰
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

平成二十八年五月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 村井 重治

五條市山陰町六三

松本 正之

八八一一

松本 吉弘

四三七

田中 享

三一八

村井 忠夫

六五

近木 保

表野町四〇五

辻本 克彦

大津町一一

辻本 輝彦

山陰町二三四

辻本 晓彦

二五八一二

松本 壽一

三四一一三

中谷 善守

二六四一一

松本 成人

四二

郵井 克弘

一一〇

西谷 清文

表野町四〇四一二

石投 勝

三三一

橋本 匡彦

一七八

辻之内 博美

火打町四〇九一一

溝端 末吉

三〇三

溝端 保

一七八

仲谷 彦坂

一七八

廣隆 武久

一七八

就任役員の役名 氏名及び住所

〃 〃 〃 〃 〃 〃 監事 〃

森本 馬場 辻本 塚月 辻本 山崎 郷井 仲谷
昇 昭代 信明 弘展 稔弘 廣治 隆

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

火打町 表野町 山陰町 五〇四
四三七 一二五 二二三 三六四
一一一